
平成 2 1 年第 6 回玖珠町議会定例会会議録(第 2 号)

平成21年9月3日(木)

1. 議事日程第 2 号

平成21年9月3日(木) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 議案質疑(議案第77号から議案第93号並びに報告第2号から報告第4号)
 - 第 3 決算特別委員会の設置について
 - 第 4 上程議案の委員会付託(議案第77号から議案第93号)
 - 第 5 追加議案の上程(議案第94号)
 - 第 6 町長の提案理由の説明
 - 第 7 質疑・討論・採決(議案第94号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 議案質疑(議案第77号から議案第93号並びに報告第2号から報告第4号)
 - 日程第 3 決算特別委員会の設置について
 - 日程第 4 上程議案の委員会付託(議案第77号から議案第93号)
 - 日程第 5 追加議案の上程(議案第94号)
 - 日程第 6 町長の提案理由の説明
 - 日程第 7 質疑・討論・採決(議案第94号)
-

出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10 番	清藤一憲

11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	小川敬文	議事係長	穴井陸明
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤威彦	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	松山照夫
財政課長	帆足博充	地域力創造課長	河島広太郎
税務課長	帆足一大	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	横山弘康	建設課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	宿利博実	商工観光振興 室長	湯浅詩朗
水道課長	村口和好	会計管理者兼 会計課長	麻生太一
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大蔵順一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野田教世
わらべの館館長	中川英則	行政係長	山本恵一郎

午前10時00分開議

○議長（藤本勝美君）おはようございます。

開会に先立ちまして傍聴される皆さんにお願いいたします。会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名でございます。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議長（藤本勝美君） 日程第1、日程の変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長（清藤一憲君） 皆さんおはようございます。

9月2日、町長より追加議案の申し出がありましたので、本日9時30分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果について報告します。

議案第94号、工事請負契約の締結について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案第94号は喫緊を要する案件であり、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程、質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

本日は、議案質疑となっております。質疑に入る前に、平成20年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の決算監査について、監査委員に監査結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子君。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山でございます。

平成20年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を片山監査委員さんと実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成20年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類および財政健全化の審査意見書1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成20年度玖珠町一般会計歳入歳出決算

2. 平成20年度玖珠町特別会計歳入歳出決算

(1) 国民健康保険事業

(2) 介護保険事業

(3) 簡易水道

(4) 住宅新築資金等貸付事業

(5) 老人保健

(6) 後期高齢者医療事業

3. 平成20年度各会計歳入歳出事項別明細書

4. 平成20年度各会計実質収支に関する調書

5. 平成20年度財産に関する調書

6. 平成20年度基金の運用状況に関する調書

7. 平成20年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

8. 平成20年度経営健全化資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成21年7月3日～7月27日まで

第3 審査の時間

午前9時～午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町の条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課毎に期日と時間を定めて関係課長、参事、係長の出席を求めて収入と支出事業の説明を聞き、また、関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合、その都度課長と話し合い改善等の指摘を行ってまいりました。

尚、審査にあたって、多忙な中に監査資料を提供いただいた方々に深く感謝を申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期（地方自治法第233条第1項及び第2項）

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されています。

第7 審査の内容

この決算審査に当っては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査委員規程、監査基準による他、次の諸点に重点を置き審査しました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。

4. 支出済額及び予算額は歳出簿と符合しているか。

5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

以下、9項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては、監査基準並びに重点審査1.から14.に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行収入支出事務の処理については、適正に処理運用されており、それぞれ適法かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額82億3,170万7,827円、支出済額76億7,374万8,781円、特別会計の計で収入済額43億1,475万8,264円、支出済額42億5,274万2,548円、総額で、収入済額125億4,646万6,091円、支出済額119億2,649万1,329円。この決算額を昨年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で2億4,780万7,000円の減少で、歳出決算額も3億9,103万円減少しています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、総額が82億3,170万8,000円であります。

その主なものは、地方交付税29億2,507万円、町税16億1,757万2,000円、国庫支出金11億1,205万5,000円、県支出金6億5,195万6,000円などとなっています。

主な歳入について項目別にみますと、次のとおりです。

町税について

町税のうち町民税は収入済額6億4,878万4,000円と前年対比で203万1,000円の増額となっています。固定資産税は8億824万3,000円で、前年より1,853万2,000円の減、たばこ税は1億1,661万7,000円と前年対比で269万7,000円の減額となっています。

このような中であって、未収金額は3億5,710万2,000円(徴収率81.92%)で、前年度より488万4,000円の増であります。徴収率については0.37%の減となっており、大口滞納への対応について協議検討し、徴収体制の強化など、尚一層の努力と取り組み方を望みます。

以下、ご一読ください。

特に、6ページ、その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買等を含め財産収入の模索を念頭に置き検討されることを望みます。

7ページには、歳入歳出決算額の状況、8ページには最近3ヶ年の自主財源及び依存財源、9ページには平成20年度自主・依存財源、下段には地方交付税3ヶ年比較表、10ページには町債発行額年

度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成20年度決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に入ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は76億7,374万9,000円であります。構成比順では、民生費16億5,682万2,000円で、主なものは重度心身障害者医療費3,012万円、障害福祉サービス介護等給付費1億6,165万9,000円、児童手当給付費1億393万2,000円、児童措置費3億6,529万4,000円、介護保険繰出金2億3,299万6,000円、後期高齢者医療費2億4,044万9,000円などとなっています。

次に、総務費16億4,990万8,000円の主なものは、ふるさと融資事業5,500万円、過疎バス路線対策事業費2,599万7,000円、地籍調査事業費5,365万3,000円、高速玖珠IC前ふれあい広場整備事業1億6,587万1,000円、定額給付金給付事業2億502万円などとなっています。

次に、教育費8億7,870万2,000円の主なものは、北山田小学校舎新增改築工事1,668万1,000円、特防事業(北山田小屋体耐震補強)1,727万6,000円、特防事業(春日小屋体耐震補強)1,158万8,000円、特防(森中浄化槽改修工事)2,380万4,000円、わらべの館空調設備工事2,406万4,000円、国体実行委員会補助金2,989万4,000円などとなっています。

次に、土木費7億8,817万1,000円の主なものは、総合運動公園建設事業4億2,772万3,000円、緊急地方道整備臨時交付金事業1億387万9,000円、県営工事負担金1,015万2,000円、特定防衛施設周辺整備事業6,002万8,000円、日出生台演習場周辺障害防止対策事業4,139万7,000円などとなっています。

公債費7億6,471万2,000円で、農林水産業債、土木債、教育債、総務債などの償還金であります。

次に、衛生費6億5,008万1,000円の主なものは、乳児医療費2,618万6,000円、簡易水道会計繰出金2,440万円、塵芥収集業務委託3,990万円、合併浄化槽設置整備補助金2,848万2,000円、し尿・ごみ処理広域負担金3億9,027万3,000円などとなっています。

次に、農林水産業費6億568万円の主なものは、中山間地域等直接支払事業1億6,643万9,000円、園芸振興総合対策事業2,155万5,000円、広域農道・農免農道負担金1,981万1,000円、古後地区経営体育成基盤整備事業1,930万1,000円、中山間地域総合整備事業3,373万円、特防事業(元畑本村農道整備)3,000万5,000円などとなっています。

次に、消防費2億8,189万1,000円の主なものは、常備消防負担金2億2,185万円、消防施設整備事業640万1,000円などとなっています。

次に、諸支出金1億8,416万1,000円の主なものは、基金積立で減債基金に5,540万9,000円、総合運動公園建設基金に5,348万7,000円、地域活性化・生活対策基金に5,991万円などとなっています。

次に、議会費は1億254万円となっています。

次に、商工費8,231万円の主なものは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業1,000万円、三島公園機関車屋根設置工事等692万8,000円などとなっています。

次に、災害復旧費2,701万3,000円の主なものは、農林水産災害復旧費905万4,000円、土木施設災害復旧費1,795万9,000円などとなっています。

17ページに目的別歳出決算額の状況で、1款から14款まで示してあります。

次に、18ページには経常経費充当一般財源の状況、また、経常収支比率の推移を表しています。

20年度の経常収支比率は87.2%となっており、19年度より1.1ポイント下がっています。さらに経常経費の抑制に留意願います。

19ページには、性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、21ページ、特別会計に入ります。

(1) 国民健康保険事業

歳入歳出の決算の状況は、22、23ページに示してあります。

歳入総額は21億6,707万1,000円で、保険税4億9,823万7,000円、国庫支出金6億1,266万7,000円、療養給付費交付金8,213万9,000円、前期高齢者交付金4億4,011万1,000円、県支出金9,392万3,000円、共同事業交付金2億5,780万2,000円、財産収入36万9,000円、繰入金1億7,508万1,000円、繰越金234万5,000円、その他439万7,000円となっています。

また、歳出総額は21億6,104万2,000円で、内訳は、総務費1,296万3,000円、保険給付費14億1,476万7,000円、後期高齢者支援金等2億3,942万7,000円、前期高齢者納付金等32万2,000円、老人保健拠出金5,426万2,000円、介護保険納付金1億923万円、共同事業拠出金2億8,701万4,000円、保健事業費2,117万円、基金積立金36万9,000円、諸支出金2,151万8,000円となっています。

国民健康保険をめぐる諸情勢は、長引く地域経済の低迷の影響で農林業や小売業など自営の被保険者の所得の減少や、格差社会の進展によって低所得者層や無収入層の加入が増大する中で、玖珠町国民健康保険においても財政運営に困難を極めており、医療費の抑制や保険税収入の確保等、事業運営の健全化に向けた努力が望まれます。

今後とも医療費の抑制に向けた地域の健康づくり活動の推進や、特定健診や節目健診等による成人病等疾病の早期発見や生活習慣病予備群への保健指導の徹底、レセプト点検の充実等による医療費の適正化などの保健事業をより充実するとともに、あわせて保険税の収納率向上対策に最大の努力をお願いします。

24から27ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり・1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。滞納繰越額は昨年より893万8,000円増加しています。

次に、28ページ(2)介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は16億7,323万6,636円で、歳出総額は16億2,448万7,171円であり

ます。

次に、29ページ、介護サービス事業勘定関係であります。

介護サービス事業勘定関係の歳入総額は1,503万6,295円で、歳出総額は786万8,600円で、歳入歳出差引残額の716万7,695円は介護サービス事業勘定の中で次年度繰越となります。

30ページから33ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示されております。

今後は、保健福祉事業の積極的な推進により、介護者の支援や介護予防への取り組みを強化する必要があります。また、給付費の抑制や利用者がよりよいサービスを受けるために、介護給付及び認定適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら円滑な介護保険の運営ができるように、一層の努力をお願いします。

次に、34ページ、(3)簡易水道に入ります。

収入済額4,507万1,000円で、昨年と比較して5,613万2,000円の減額となっています。

主な内訳は、有収水量の減等により水道使用料は81万円の減額、一般会計からの繰入金6,966万6,000円の増額、分担金が45万6,000円の減額、補償金免除繰上償還に係る町債の皆減であります。

支出済額は4,500万6,000円で昨年と比較して5,588万8,000円の減額となっています。これは補償金免除繰上償還に係る公債費の皆減が主な内訳です。

35ページには支出概要、36ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、37ページ、(4)住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。

収入済額は46万8,000円、収入未済額は3億302万4,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置もとられ、努力はうかがえます。引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、38ページ、(5)老人保健に入ります。

老人医療制度は平成20年4月1日診療分から後期高齢者医療制度に引き継がれました。平成20年度老人保健特別会計での取り扱い、平成20年3月診療の1ヶ月分のみです。

歳入歳出総額は2億3,351万円です。歳入の主なものは、支払基金交付金1億1,291万9,000円、国庫支出金9,598万円、県支出金2,307万6,000円、諸収入153万5,000円となっています。本会計の収入は、支払基金からの交付金と公費(国・県・町)でまかなわれております。

歳出の主なものは、医療諸費2億1,196万5,000円、繰出金2,154万5,000円となっています。尚、老人保健特別会計は清算事務のため、平成22年度まで存続されます。

39ページには歳入歳出決算状況を示してあります。

次に、40ページ(6)後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療保険事業は、保険者である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付等を行い、市町村は各種給付申請等の受付と保険料の徴収を行っています。

歳入総額は1億8,036万4,000円で、その主な内訳は、後期高齢者医療保険料1億2,416万9,000

円、繰入金5,603万2,000円、その他16万3,000円となっています。また、歳出総額は1億8,036万1,000円で、その内訳は後期高齢者医療広域連合納付金1億7,881万6,000円、総務費154万3,000円、諸支出金2,000円となっています。

40ページから41ページには、歳入歳出決算状況、被保険者各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書が示されています。

次に42ページです。

平成20年度普通会計財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果

実質赤字比率について、早期健全化基準の15%を下回っており良好であります。

連結実質赤字比率について、基準の20%を下回っており良好であります。

実質公債費比率について、基準の25%を下回っており良好であります。

将来負担比率について、基準の350%を下回っており良好であります。

以上、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

次に44ページです。

平成20年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果

資金不足比率について

平成20年度の資金収支は黒字となっており、概ね良好と認められます。また是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

45ページ、46ページに審査意見書が記述してありますので、読み上げます。

審査意見書

財政運営について

100年に1度といわれる経済危機の中、国は「当面は景気対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」の3段階で、この危機を乗り越えようとしております。

地方自治体においては、住民生活を守る「生活対策」等、未来につながる事業に積極的に取り組むことが求められています。

これまで進めてきた行財政改革はもちろんのこと、国が進める施策の遂行と多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

20年度決算審査の中で、経常収支比率は87.2%と前年よりも改善されましたが、いまだ厳しい状

況には変わりなく、事務事業の見直しが必要とされています。

歳出の内訳は義務的経費40.8%（前年比2.8%増）、投資的経費17.8%（前年比6.2%減）、その他の経費41.4%（前年比3.4%増）となっております。

平成20年度普通会計財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好でありましたが、今後とも各施設や道路の維持管理費等を注視し、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層の努力をされるよう要望します。

記

町税等の徴収について

平成19年度から新たに玖珠町滞納対策検討会議による収納率向上に向けた取り組みを開始し、会議の答申に基づき各課で滞納対策実施要綱を定め、「訴えの提起」を行うなどの具体的な対策が講じられていることについて評価いたします。この取り組みの効果を随時精査・整理し、さらなる徴収体制の強化につなげていただきたいと思います。

町税は歳入の根幹をなすものであり、また、他の国民健康保険税、介護保険料、住宅新築資金、町営住宅家賃等の収納とも合わせて、今後も滞納者との緊密な接触をはかり、負担の公正性及び財源の確保のため収入未済額の解消に努力していただき、さらなる効果的な対策による滞納整理に努力されることを要望します。

町有休地について

町有休地の有効利活用について、売買等を含め検討されることを要望します。

47ページには20年度末債務負担行為の状況、48ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後、まとめは記述してありますので読み上げます。

ま と め

平成20年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りはなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引継ぎ得たことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で2億4,780万7,000円の減（前年度対比2.9%の減）になっています。

歳出では人件費、貸付金などが減少しましたが、扶助費、補助費等、繰出金など増加しました。普通建設事業費は4億2,695万円の減（前年度対比24.3%減）となり、投資的経費の比率が前年度対

比29.6%減になりましたが、これは大型事業が繰越事業となったためであります。

特別会計についても、厳しい財政状況のなかで、黒字決算を成し得たことは評価するところであります。

また、特に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴う『健全化判断比率等』についての審査結果は、平成20年度において、いずれの項目も黒字等により良好でありました。

この上とも、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率効果を高め、経費の節減をはかり、健全財政の継続と確立に努力せられ、「すみよい町、住みたい町、住みたくなる町」の童話の里づくりを推進されるよう切望し、審査意見書のまとめとします。

次に、平成20年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

意見書の1ページから説明をいたします。

第1 審査の対象 平成20年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間 平成21年7月24日

第3 審査の場所 監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が、地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等必要と認める審査手続きを実施したほか、事業の内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿と証拠書類との照合結果も符合しました。

よって、これら審査に付された書類は、平成20年度の経営成績及び本年度末における財務状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、内容について説明をいたします。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の概要は予算の様式順で説明します。

(1) 業務の予定量及び実績について

1ページから2ページに示すとおりで、業務予定量に対し給水戸数3,680戸で10戸の増、有収水量98万5,410m³で、3万4,590m³の減となり、一日平均給水量においても95m³の減となっています。

2ページに表示してありますように、配水量の増に対し、有収水量の減。

表の下段、有収率については、前年度より2.4%下がっており、漏水が主な要因と思われます。今後も漏水調査等により、有収率の向上についてなお一層の努力をお願いします。

次に、平成20年度水道事業決算額調については、意見書の3ページから6ページに表示してあります。

収益的収入について

水道事業収益の総額は1億6,205万1,070円です。その主な内訳では、営業収益1億5,745万1,973円、営業収益の主な内訳は、給水収益1億4,802万3,580円と受託工事収益734万6,520円、その他の営業収益208万1,873円となっています。

収益的支出について

水道事業費用の総額は、1億6,413万9,540円です。主な内訳では、営業費用1億3,483万8,022円。営業費用の主な内訳は、原水及び浄水費2,447万3,088円、配水及び給水費が、2,056万578円、受託工事費734万6,520円、総係費4,148万3,096円、減価償却費4,069万9,736円、資産減耗費27万5,004円です。

営業外費用2,740万518円の内訳は、企業債利息1,802万8,368円、雑支出417万7,950円、消費税519万4,200円となっています。

また、特別損失は、190万2,000円となっています。

収益的収支については、地方公営企業法施行令第18条1項の規定に沿って適正な執行がなされています。

次に、6ページの資本的収入、支出ですが、資本的収入については、1,260万円で、その内訳は、企業債1,260万円となっています。

資本的支出については、4,325万7,486円で、その内訳は、建設改良費1,537万2,222円と企業債償還金2,788万5,264円です。

なお、支出に対し収入不足額は、過年度損益勘定留保資金等により補てんされています。

経営の概要及び経営分析について申し上げます。

平成20年度総収益1億5,435万4,929円、総費用1億5,717万6,416円で、差引282万1,487円の損失が生じています。

経営内容については、総収益は前年度と比較して951万4,034円の増となります。

営業収益の大部分を占める給水収益は、前年度との比較では381万4,357円の増となっており、対前年度伸び率で2.8%増であります。

一方、費用については、321万5,687円の減となっており、対前年度比2%の減となっています。

費用減額の主な要因は、21、22ページの別表(5)性質別費用比較表、また、経営分析については、23ページから26ページを参照ください。

11ページ、3の財政状況であります。

平成20年度水道事業会計決算における貸借対照表に基づき、水道事業の財源状況を前年度に比較しその結果について27、28ページに示していますのでご一読ください。

13ページ、4.平成20年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてですが、資金不足比率について、経営健全化基準の20%と比較すると良好であります。

14ページには、まとめが記述してありますので、読み上げます。

ま と め

20年度決算の概要についてそれぞれの項目で意見等を述べましたが、決算で示された経営実績は対前年比で事業収益が増となり、事業費用が減となっています。

事業収益の主なる水道料金の増収を計るには使用水量の増加によるもののみであり、配水管網整備が完了し、区域内未普及地区への管網整備が進めば新規加入申込者の増加に伴い、水道料金の増収が見込まれます。今後とも、未普及地区への新規加入に努力していただきたい。又、経費において減となり節減に努めてきたところがうかがえます。

独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還にともない、利息並びに償還額も年々増加し水道事業会計を圧迫することが予測され、さらなる経費の節減が望まれるところです。

水道事業関係者は財政状況を的確に把握し経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。

また、水道使用料の未収金の回収については、平成20年度中徴収額においては前年度より増額がみられますけれども、尚一層の未収金の回収に努力を続けることを望みます。

以上で終わります。

○議 長（藤本勝美君） これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は、所用のため退席の申し出がありますので、これを許します。

（代表監査委員 中山キミ子君退席）

日程第2 議案質疑（議案第77号から議案第93号並びに報告第2号から報告第4号）

○議 長（藤本勝美君） 日程第2、これより議案質疑を行います。

議案集1ページです。

議案第77号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページです。

議案第78号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番佐藤左俊君。

○1 番（佐藤左俊君） 3点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

1つは、この税制の一部改正についてであります。農畜産物の関係の部分としてありますが、玖珠町は林業の町でもあります。林業関係の部分が、記述がないという部分についてですね、まず1点お伺いをしたい。

それから、1年以内ということが前提をしているようでございますが、同様の施設は既に設置された部分ございまして、非常に経営的にも厳しい状況におかれている事情があると思いますが、これは1年以内、以前の部分についての措置については、できないのかというのが2つ目です。それからこの施設の中に、当然農畜産物ですから、肥育施設それから繁殖の施設、加工施設それぞれそれに伴う施設が適用されるんじゃないかと思いますが、この辺のところの説明。

もう1つはですね、企業誘致の優遇措置の税制面の取り扱い等の関係につきまして、どうなって、比較ちいいますか、その辺のところににつきましてお聞きをしたいと思います。以上です。

○議 長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

一部改正による林業関係の対応、優遇措置はないかということでございますけど、今提案してある分は農畜産物に限るものであります。この分については、また今後検討したいと思います。

それから、1年以内ということでございますが、新設にあっては、固定資産税の課税すべき最初の年度から5年間の間減免、増設にあっては3年間の減免ということを謳っております。

それから、2番目の措置については、ちょっと聞き取れなかったんで、すいません。

3番目の、企業誘致の比較については、隣の日田市が条例をあるのみで、県内については独自の課税をしているのが日田市で、日田市の内容も企業立地促進条例というものでありまして、内容については、1億円以上の設備投資を要件として、新設が5年間の減免、それと増設が3年間の減免であります。固定資産税の減税については、100分の50を減ずるということでございます。

2番目のちょっと質問が分からなかったので、よろしく申し上げます。

○議 長（藤本勝美君） 1番佐藤左俊君。

○1 番（佐藤左俊君） まず林業関係の部分は、後でというお話のようでございますが、少なくともですね、税制の問題を議論するちゅうか、こういうものを提案していただく場合は、その辺の部分がですね、個別ちゅうか、そこへんところはもう少しですね、検討があって然るべきじゃないかというふうに一つは考えております。

それから、どういう質問が分かりにくかったというんですが、施設がですね、いろいろ農畜産物の施設というのはたくさんあると思うんですね。これすべて適用が可能かということをお聞きをいたしました。

それから、この辺がですね、私が質問した内容でありまして、そして、ここ1年以内の企業の部分ということで限定されているんで、以前ですね、こういう施設は設置されているわけですが、ここ辺

のところの取り扱いについてですね、その優遇的な措置はどうかということをご質問いたしましたので、そこ辺のところ、その点です。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 施設については、農畜産物の育成、生産施設、施設等の新設ということで、これまでは減収補填の措置を対象とする法のみで対応してきました。で、この法律を制定したということでございまして、土地施設償却資産に関係をしております。以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、佐藤町議の質問、若干補足をさせていただきます。

今回の租税特別措置の条例の改正でございますけども、今までのこの特別措置の条例改正というのは、基本的に国の法律、いわゆる企業誘致立法に基づく減収補填措置のあるものを条例化して適用していたというふうな状況であります。その中で、どうしても農畜産物の育成、生産というふうなものがその税の対象から漏れております。ですから、先ほど林業についてというふうなことでありましたけども、林業等というのは、林業をどうするかというふうな話なんですけども、林業を使った木材の加工等については、そもそもそういった国の法律に基づく減収補填措置というふうなのがあるんで、製材加工等で適用があれば、その中で適用されると。どうしても農畜産物の育成、生産というふうなところが、どこにも係るところがなかったというふうなことで、しかも玖珠町が農業中心の町と、農業の活性化が町の活性化につながるというふうなことから、今回、どうしても既存の国のそういった立法措置で拾いきれない。けれども、町にとっては地域振興につながるという部分を、今回、まあ単独措置というふうなことになるんですけども、この条例改正で対応をお願いしたいというふうなことでお願いをしているものであります。

この措置は、先ほど通常の企業誘致との比較というふうなことでありますけども、通常の場合、大体3年間というふうなことでその支援措置というふうな期間があるんですけども、今回は新規立地と、新たに農業というふうなことで、生産性からいってもどうだろうかというふうなことも含めて、新規については5年というふうな形で、若干通常の企業誘致よりも、そういった農業の生産性というふうなことを考えた支援措置の延長というふうなことも勘案した条例というふうなことになっております。

あと、土地の取得から1年というふうなことでありますけども、土地だけ買ってずっと寝かせておくというふうな場合に、こういった条例の適用を直ちにするのはいかがなものかというふうな形で、通常、土地を買ってから1年以内に造成したり、一定の調査に入ったり、事業化に向けた取り組みがなされるというふうなことであれば、適用するように予定してまして、土地を買ったけども何年か先にあれしましよと、具体の事業計画等々が出てきてないような場合については、こうした条例の適用というふうなことから外しているというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 1番。

○1番（佐藤左俊君） 質問が3回までということですが、ちょっと中身が聞き取れない部

分がございましたので、まず林業関係で、先ほどいった加工施設とかそういう部分については、大きな大型の関係があるんでなかなかないと思うんですが、玖珠の場合は、椎茸とかそういう施設を今から先はですね、やっぱりそういう大型施設ちゅうものは考えれると私は思っています。そういう中、これ農畜産物に関しては確かにそういう措置もいいんでしょうけども、林業関係もですね、これは当然、これから玖珠の場合は、特に椎茸なんちゅうのは産業の一つでございますから、当然今から若い人が帰って来ているんな事業等をやる場合もあり得るわけですから、これは当然検討をしていただく方が、またこれで云々ちゅうよりも、出すならですね、その辺のところを考えられんじやないかなちゅう気がします。

それと、今、非常に農業関係厳しい状況、先ほど監査の方も申しましたけども、100年に1度の経済危機という中でかなり農業を取り巻く状況は厳しいわけですが、ある意味では、この取り組みちゅうのはいいことだというふうに思いますが、過去にですね、こういう施設なり設置してやっばおる部分がございます、かなり厳しい状況もあるんで、その辺のところまで考えられないかということ、私がお質問を先ほどいたしたところでございます。

○議長（藤本勝美君） それでは暫時休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤本勝美君） 再開します。

○議長（藤本勝美君） 議案第78号について、ほかに質問はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページです。

議案第79号、玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番松本義臣君。

○9番（松本義臣君） 79号、「わかくさの広場」であります、これはですね、10年今後学校として再開する見込みがないということではありますが、まず1点目は、教育相談センターとしては、説明のときありましたけれども、このまま使っていくのが1点と、あともう1つは、監査委員の指摘もありましたように、有休地、町の有休地ですね、そういう、これは有休地じゃありませんでしょうが、そういった各学校で、こういった類似するような分校とか学校とかもしあって、今後どういうふうにですね、これがあわせて整理などする考えが今後あるかどうか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 松本議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、教育相談センターとしての引き続きの使用はということでございますけども、教育相談センター「わかくさの広場」として、これは今後も、条例にもございますとおり、このまま引き続き使用させていただきたいというふうに考えております。

それから2点目、有休地等ということでございますが、確かにほかにも休校しておるところがございますが、まだここらあたりの方針はまだ未定でございます。ですからこれは今後のことで、またどうなっていくかということになっていこうかと考えております。

○議 長（藤本勝美君） ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号、平成21年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第3号）です。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入13款分担金及び負担金から、6ページ、歳出14款予備費まで質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（藤本勝美君） 次に、7ページ、第2表継続費補正から、8ページ、第3表地方債補正まで、質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（藤本勝美君） 次に、10ページ、11ページ歳入歳出補正予算事項別明細書総括について、質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（藤本勝美君） 次に、12ページ、歳入13款分担金及び負担金から、16ページ、22款町債最後まで質疑ありませんか。

8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 歳入のね、2款の都市計画費の中ですね、国庫補助金で300万円の地下壕対策事業費国庫補助金というの、地下壕というのはどういうことなんですか。

○議 長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 宿利議員の質問にお答えします。

先般、西日本新聞でしたか、防空壕の陥没ですかね、小畑の天満神社その調査をして、今、復旧をしていこうかということでもあります。

○議 長（藤本勝美君） ほかにございませんか。

（ な し ）

○議 長（藤本勝美君） 次に、17ページ、歳出1款議会費から、22ページ、5款労働費まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、同じく22ページ、6款農林水産業費から、29ページ、9款消防費まで質疑ありませんか。

9番松本義臣君。

○9 番(松本義臣君) 29ページですね、9款1項消防費でございます。この備品購入費、1,029万6,000円の補正額で、備品購入費が827万4,000円、施設用備品ということでございます、これ先般総務省の報道で私もこれ知り得たんですが、総務省の消防庁の関係で、自治体防災無線の高性能の改良とこういった報道のことでの改良でしょうか。

○議 長(藤本勝美君) 松山総務課長。

○総務課長(松山照夫君) 松本議員ご指摘のとおりでございます、これはですね、全国瞬時警報システムということで「ジェイ・アラート」というふうな呼び方をしておりますけども、これ、内閣官房が、いわゆる武力攻撃なんかミサイルなんかの発射を感知をした場合、それから気象庁が大災害、地震、津波等のそうしたものを感知した時に、瞬時に消防庁の方に情報を一旦寄せます。それから人工衛星で各自治体の方に送り込みまして、1秒から5秒、長くて23秒以内に、全国の防災無線で各自治体の方に流れると、そういう緊急通報が流れるというシステムを、今度いわゆる経済対策で、交付金という形で市町村に下ろしまして、我が玖珠町も1,029万6,000円の交付金貰います。それでそのシステム改良で、委託料で202万2,000円、それから、そういうハード面の操作版なんかを入れなきゃいけませんので、それをサーバーですか、受信サーバー、失礼しました受信サーバーを入れるんで、これが827万4,000円という計上になっております。

○議 長(藤本勝美君) 9番松本義臣君。

○9 番(松本義臣君) 分かりました。

それ関連してですね、これを関連じゃないんですけど、備品でありましたので、先般第2回の火消し大会がございました。あのときに、何台かですね、水のポンプが揚がらなかった事例がありました。それで、その即総務課の方でそれを補正をして対応したかなと思ったわけですが、そういった考えは今後はございませんか。

○議 長(藤本勝美君) 松山総務課長。

○総務課長(松山照夫君) 消防に関する備品は、常備消防と非常備のいわゆる消防団の2つ抱えておりまして、いずれも多額の経費を抱えております。日田玖珠の広域圏の常備消防においては、約30台近い消防車から救急車からありますから、これも年次計画に書いてますし、また、消防団の方の団の詰め所、消防車、そしてまたそういった備品的なホース、こういったものを計画的に毎年度当初予算に組み入れてますから、今後引き続きそれも計画していきたいと思っております。

○議 長(藤本勝美君) ほかにございませんか。

2番尾方嗣男君。

○2 番(尾方嗣男君) 28ページ、4項1目13節委託料、測量設計委託と書いてます。どこの測量

設計か。

○議 長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） お答えいたします。

森の街なみ環境整備に伴うものでございまして、森町の本町通り、それから寺町通り、それから支線に属する道路、要するに街なみ環境整備の地区内での道路の測量設計の委託であります。以上です。

○議 長（藤本勝美君） 2番尾方嗣男君。

○2番（尾方嗣男君） この中には、19節に街なみ環境整備民間等の補助金等あるんですけど、それとはまた別個にやって出すわけなんですか。

○議 長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） お答えします。

19節の負担金及び補助の額を35万6,000円ほど減額いたしまして、委託料の方に回したということでございます。以上です。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦です。

28ページの5項の住宅費ですね、住宅管理費ということで1,568万9,000円の補正が上がっておりますけども、町長の提案理由の中で、これは町営住宅の耐震化ということでお聞きいたしましたけども、これはどこの町営住宅ですか。

○議 長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） この耐震改修の計画書を作成するわけなんですけど、これは町全体の、民間を含めた計画書を作るということでございます。その中には、具体的な内容としては、建築物の耐震診断及び耐震改修の地震に関する目標ということ、想定される地震の規模、想定される被害の状況、地震防災マップの作成とか、そういったものをするわけでございます。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく29ページ10款教育費から33ページ、14款予備費最後まで質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 10款1項15節について、工事請負費についてお伺いいたします。

説明では、学校太陽光発電とあります。4校に振り分けるとありますけど、1校にすると2,500万になります。これは、これまでどのように電力を使っていたか。そして、これにしたらどのくらいメリットがあるのか、そこの辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 日隈議員のご質問にお答えします。

今、予定では、私ども小学校4校です。森中央小学校、塚脇小学校、北山田小学校、八幡小学校の4校に設置というふうに考えておりますが、平成20年の電気料が、4校で450万円ほどかかっております。実際の天気にも左右されますが、今の予定では、これの3割から4割ぐらいが削減できるのではなかろうかなというふうに見込んでおります。以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 1億円ですよ。4校で450万ですか。今1億円の投入ですよ。これは1億円投入してですね、エコの関係もでございますけど、1億円といったらとてつもない遠い未来ですよ。これでメリットがあるのかどうか。メリットがあるからするんじゃないかと、エコの関係ですか、どちらでやるんですか。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） ただ今、エコの関係とおっしゃいました。国のスクールニューディール構想というのがございまして、経済対策の一環でもありましたけども、その一部として、太陽光発電等の導入を含んだエコ改修などを推進するという事での、学校施設のエコ化ということで、これを取り組んでみたいと考えておまして、事業費的には、工事費約1億円でございますけども、そのうちに、安心・安全交付金等補助金がございまして、すみません、公共投資臨時交付金等もございまして、一般財源がおよそ差引2,000万円ほどになります。また、およそ200万円ほどが交付税算入があるのではなかろうかということで、差ししますと1,800万円。ですからおよそ150万円程度としますと、10年から11年ぐらいでペイができるのではなかろうかという私ども試算をしております。以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 3回目ですけど、これは、これからですね、中学校等にまた設置するお考えとかですか、ほかのところにする考えというのはあるんですか。もし統合を考えているなら、これもまた無駄になってくるような気がしますけども、今後はどのように中学校に対しては考えておりますか。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 今、日隈議員、中学校はとおっしゃいました。私ども、1地区1校のモデルとして今回考えておりましたので、各地区1校ずつということ。ですから、統合の話今おっしゃられましたが、過去にはそういう統合の話がずっと出ておまして、ただ今凍結中でございますので、ですが、過去にはそういうことがずっと考えられてきておりましたから、そのところは踏まえてということもございまして、小学校4校ということにさせていただくようにしました。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 関連です。

この施設はですね、先ほど課長が説明したように、時機を得た施設ではなかろうかなと思うんですが、まず1点目ですね、玖珠町のね、日照時間はどのくらいあると想定をしておるのか。時間がある

いは月か日にちかですね。それから、既に導入をするということですから、メーカーですね、機種はどこなのか。そして九電、おそらくこれは九電に売電契約をするのかしないのかですね。それから、まず、この機械の耐用年数はね、減価償却とどういふうな絡みをもってあるか。その辺わかっておればお聞きしておきます。

○議 長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） お答えをいたします。

日照時間につきましては、それぞれ私ども何時間あるからという試算ではございませんで、N E D O 新エネルギー財団が福岡と熊本の太陽光のかかる試算をしておりましたから、この数値を基に、およそこのくらいであろうという予測を立てさせていただいたところでございます。

それから、メーカー、機種ということですが、これは今後の入札になってきますので、まだそういうものは、まだ今からでございます。

それから、売電契約ということですが、ここは私どもまだどちらがいいのか、今検討中でございます。日中、平日学校の開いてる時に、このままこの発電施設を学校の電気等に使用していくのが一番いいのか、そして夜は使わない、夜というか、使わない時期は売るといふ方式と、日中であっても全部売ると、そして日中は売って、別の九電から電気をいただいて使用料を払うと、これがどちらがほんとにいいのか、もうちょっと検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

それから、耐用年数は確か15年だったというふうに記憶をしております。以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） まあね、今かなり民間ちゅうか、各個人の家ですね、3キロからあるいは5キロ上げておるわけなんですけどね、残念ながら、玖珠町は非常に日照時間が短いんですね。そういった点を考えますと、先ほど日隈議員さんが質問されたように、1校当たり2,500万、3,000万ぐらいですかね、これだけ打ち込んだときにですね、メリット・デメリットを考えたときは非常に厳しいものがあるかなと思うんですが、しかし、今流のいわゆる環境問題とかそういったことを考えたときはですね、ただメリットとかデメリットだけで勘定ができないものがあるかなというふうに思っておりますので、その辺はですね、今後機種をしっかりとしたのをやはり入れるべきではなからうかなと。その辺についてはですね、非常に今、まだですね、この太陽光発電は本格的に入ってないんですね。ですから、機種を選定を誤ると、今言いましたように、耐用年数が15年というふうなこと言っておりますんですが、実際は10年ぐらいしかないそうですね。したがって、減価償却からみたときはですね、20年かかるそうです。ですから非常にリスクが高いということですから、その辺は十分承知してですね、入れてほしいというふうに思っております。以上です。

○議 長（藤本勝美君） 要望でいいですか。

○8 番（宿利俊行君） はい。

○議 長（藤本勝美君） ほかにございませんか。

12番秦 時雄君。

○12番(秦 時雄君) 32ページの6項の保健体育費のホッケー場費であります。今回の補正で、全体に668万ということが計上されておりますけども、全体がですね、補正が10万であります。合計が668万ということになっております。それで、昨年の決算を見ましたら、支出済額が470万7,832円ということになっております。当初、私たちホッケー場の建設に関しましては、どのくらいの維持管理費を想定していたか、ちょっとはっきりした金額はちょっと分かりませんが、かなり低い査定をされていたと思うんですけども、今回こういうふうな金額になっておりますけども、去年は国体があった関係でいろいろ経費が要ったんだろうかというね、そう思ったわけでございますけども、今回このように668万ということですね、予算が計上されておりますけども、これはもう経常的な、恒常的な経費ということで見てもよろしいんですか。要するに浄化槽とかいろいろ関係のですね、そこ辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長(藤本勝美君) 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長(大蔵順一君) 606万8,000円につきましては、10万今回補正をした分でございます、596万8,000円の方は、当初の方でご説明申し上げたと思います。今回、修繕の10万は、高校の分の九州地区の大会とかがございまして、散水栓を撒いたりする微々たる修繕がいろいろと結構かかりまして、その分がここに上がっております。それでトータルで606万8,000円ということでございます。本年度の方は、596万8,000円につきましては、当初、たぶん説明を申し上げたと思いますが、昨年国体がございまして、それからの分、維持の分でこれくらいかかるということで上げておる部分でございますので、まだ今回の分で21年度済まない、実質どのくらいかというのは出てこない部分があるかと思います。

○議長(藤本勝美君) ほかにありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) それでは、全般を通して質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、別冊です。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号、平成21年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、別冊です。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号、平成21年度玖珠町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、別冊です。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号、平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、別冊です。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号、平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、別冊です。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第85号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第86号から議案第93号までの8議案は、平成20年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上審査をしますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第86号、平成20年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊です。

1ページ、平成20年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から、51ページ、22款町債、歳入最後まで一括して質疑ありませんか。

8番宿利俊行君。

○8番(宿利俊行君) 歳入でございますんで、特に町税のですね、固定資産税の不納欠損額は1億4,100万というような大変大きな数字で不納欠損処理をしておるようにはありますが、これはですね、

本当に大変な数字だと私は受け止めております。これまでは、1,000万単位でも大変じゃないかなというふうに言ってきたんですけど、ここにきて1億4,100万というようなですね、こういった額を不納欠損をした経過についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 宿利議員にお答えをいたします。

これは、玖珠町の一法人の業者が玖珠町に来まして滞納繰越をずっとしていたわけでございます。その分で、今現在、会社も玖珠にはなく、事業所の資産もないというような状況であります。それで、今年度不納欠損として処分を上げたわけでございます。経過については、平成6年の10月に不動産の差押え等を行いまして、現在までずっときておるわけでございます。それで、他の福岡等とかいろいろその辺の県税事務所とかそういうところからも、今後どうした方がいいかという問い合わせもありまして、現在は不動産の分の解除の手続きを行いまして、それにはいくらか条件と申しますか、向こうの申し出がありましたんで、いかほどでも町税として収入があった方がいいかなというような判断で、そういうこと、不納欠損の処分をいたしました。以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） いずれにしてもですね、過去から今日に至ってきておって、今回こういうふうな数字で一気に不納欠損処分にしたんでしょが、これから更にまだ、来年も再来年もこういうふうな数字が出てくるのか、これが最後なのか、ちょっと。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 大口の個人については、この分が残っていたものでございます。あとについては、価格のある分もあるんですけど、その辺は、最初の年度のもう条件が、税法上の条件が出来ますので、それに該当するものは執行停止をして不納欠損処分にしたいと思っております。以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） いずれにしてもですね、こういったことは名誉なことでは私はないと思っておりますね。ですからこういうふうにならないためにもですね、平素から徴収業務には、私はやっぱ町を挙げてやっぴりやるべきではなからうかなと。特に行革あたりの中では、悪質と申しますか、そういった常習滞納者にはですね、差押え等をして徴収をするというようなことも言っておりますが、どうもなかなかその辺がですね、おっしゃってはいるんですけど、なかなか実行ができてないんじゃないかなということですから、今後ですね、少なくとも1億数千万というような不納欠損を出すことは、私は非常に町としては不名誉なことと思っております。是非、この問題は真剣に受け止めてですね、今後こういうようなことがないように十分気をつけてやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（藤本勝美君） 要望でいいですか。

○8番（宿利俊行君） いいです。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、52ページ、歳出1款議会費から、110ページ、6款農林水産業費最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、同じく110ページ、7款商工費から、163ページ、歳出14款予備費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、164ページ、実質収入に関する調書から、186ページ、基金貸付状況まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第87号、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の承認について、別冊の1ページから34ページです。歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第88号、35ページから47ページ、平成20年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第89号、49ページから55ページ、平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第90号、57ページから68ページ、平成20年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第91号、69ページから119ページ、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(藤本勝美君) 次に、議案第92号、121ページから131ページ、平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第93号、平成20年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊です。1ページ、平成20年度玖珠町水道事業決算報告書から、28ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集13ページです。報告第2号、平成20年度玖珠町一般会計継続費の精算報告について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集14ページです。報告第3号、平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集15ページです。報告第4号、平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終了いたします。

日程第3 決算特別委員会の設置について

○議長（藤本勝美君） 日程第3、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、平成20年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算を審査するため、8名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、8名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで委員会構成を協議するため暫時休憩します。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

執行部の方々はそのまま暫くお待ちください。

午後 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 4 1 分再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

これより特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、玖珠町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長において指名することになっております。

決算特別委員会委員に

1 番 佐 藤 左 俊 君

2 番 尾 方 嗣 男 君

6 番 河 野 博 文 君

9 番 松 本 義 臣 君

1 1 番 江 藤 徳 美 君

1 2 番 秦 時 雄 君

1 4 番 後 藤 勲 君

1 6 番 藤 本 勝 美

の 8 名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 1 分休憩

午後 1 時 5 1 分再開

○議 長（藤本勝美君） 再開します。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長に、12 番秦 時雄君、副委員長に 2 番尾方嗣男君が互選されました。

日程第 4 上程議案の委員会付託（議案第 77 号から議案第 93 号）

○議 長（藤本勝美君） 日程第 4、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第77号から議案第93号まで17議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの担当委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第93号の17議案は、付託表のとおりそれぞれの担当委員会に審査の付託をすることに決しました。

日程第5 追加議案の上程（議案第94号）

○議長（藤本勝美君） 日程第5、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第94号については、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第94号は、上程することに決しました。

事務局より事務局長に議案の朗読をさせます。

小川議会事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第94号 平成21年度玖珠町総合運動公園建設事業造成工事請負契約の締結について
以上であります。

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（藤本勝美君） 日程第6、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤威彦君） お疲れ様です。今話のあったように、本日議会質疑の日でございますが、追加議案上程のため、日程変更をご配慮いただきまして誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

それでは追加議案について、提案理由を申し上げます。お手元に配付しております追加議案集の1ページをお開きください。

議案第94号は、平成21年度玖珠町総合運動公園建設事業造成工事の請負契約の締結でございます。

本案は、工事の性質上、経歴信用を有する業者に請け負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札に付し、予定価格に達しましたので、最低価格入札者である新成・久栄建設工事共同企

業体代表構成員 玖珠郡九重町大字松木147番地の1 新成建設株式会社 玖珠支社 支社長 松尾修二と請負金2億4,360万円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本事業の概要は、添付してございますのでご覧いただきたいと思います。

以上です。

日程第7 質疑・討論・採決（議案第94号）

○議長（藤本勝美君） 日程第7、追加議案の質疑、討論、採決を行います。

追加議案集1ページです。

議案第94号、平成21年度玖珠町総合運動公園建設事業造成工事請負契約の締結について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第94号は、平成21年度玖珠町総合運動公園建設事業造成工事請負契約の締結についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第94号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（藤本勝美君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日4日から14日までの11日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会といたします。15日は一般質問を行いたいと思います。これに異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から14日までの11日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会とし、15日は一般質問の日とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月3日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員